

目 次

第1編 総則

第1章 計画の策定	1
第1節 計画の理念	1
第1 計画の目的	1
第2 計画策定の基本的視点	1
第2節 計画の運用	2
第1 計画の修正	2
第2 県計画との関係	2
第3 計画の習熟	2
第3節 計画の構成	3
第2章 防災関係機関の役割	5
第1節 計画の策定機関	5
第1 吉川市防災会議の目的	5
第2 吉川市防災会議の構成	5
第2節 防災関係機関の業務大綱	7
第1 市	7
第2 消防機関	8
第3 指定地方行政機関	8
第4 県	10
第5 警察	11
第6 自衛隊	11
第7 指定公共機関及び指定地方公共機関	11
第8 公共的団体	13
第9 災害時応援協定締結団体・事業者	13
第3章 市民、地域、事業所等の役割	14
第1節 市民の果たす役割	14
第1 平常時から実施する事項	14
第2 災害発生時に必要となる事項	14
第2節 自主防災組織の果たす役割	15
第1 平常時から実施する事項	15
第2 災害発生時に必要となる事項	15
第3節 事業所等の果たす役割	16
第1 平常時から実施する事項	16
第2 災害発生時に必要となる事項	16
第4章 吉川市の防災環境	17
第1節 災害履歴	17
第1 地震災害	17
第2 風水害	17
第2節 自然環境の特性	18

第1 位置	18
第2 地形	18
第3 地質	18
第4 地盤沈下	19
第5 河川	20
第6 気象	21
第3節 社会環境の特性	22
第1 歴史・沿革	22
第2 人口	22
第3 建物	26
第4 交通	27
第5 土地利用	29

第2編 震災対策計画

第1章 震災対策の総則	32
第1節 地震被害想定	32
第1 県の地震被害想定	32
1. 1 想定地震	32
1. 2 想定結果	34
第2節 震災対策の基本方針	35
第1 震災対策の基本的考え方	35
第2 震災対策の目標	35
2. 1 県の震災対策の目標フレーム	35
2. 2 本市の震災対策の目標フレーム	36
第2章 震災予防計画	37
第1節 災害に強い都市環境の整備	38
第1 災害に強い都市づくり	39
1. 1 防災・減災都市づくりの推進【都市計画課、吉川美南駅周辺地域整備課】	39
1. 2 地盤灾害の予防【都市計画課】	40
1. 3 防災・減災空間の確保【都市計画課、農政課】	41
1. 4 交通ネットワークの整備【道路課】	42
1. 5 土地利用の適正化【都市計画課】	43
第2 都市施設の安全化	44
2. 1 建築物の耐震化【開発建築課、財政課、教育総務課】	45
2. 2 道路施設の安全化【道路課】	47
2. 3 河川施設の安全化【河川下水道課】	47
2. 4 ライフライン施設の安全化	47
(1) 上水道施設の安全化【水道課】	47
(2) 下水道施設の安全化【河川下水道課】	48
(3) ガス施設の安全化【東彩ガス(株)】	49
(4) 電力施設の安全化【東京電力パワーグリッド(株)川口支社】	49
(5) 通信設備の安全化【東日本電信電話(株)】	50
2. 5 文化財の災害予防【生涯学習課】	52
2. 6 危険物施設等の安全対策【消防本部】	54
第3 防災拠点の整備	56
3. 1 防災拠点施設の整備【危機管理課、河川下水道課、都市計画課】	56
3. 2 避難拠点の整備【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課】	58
3. 3 避難路の整備【道路課、危機管理課】	62
第2節 災害に強い防災・減災体制の整備	64
第1 災害活動体制の整備	65
1. 1 活動マニュアル等の整備【危機管理課、各課】	65
1. 2 職員訓練の充実【危機管理課、各課】	66
1. 3 応援協力体制の整備【危機管理課、消防本部、各課】	66
第2 災害情報収集伝達体制の整備	69
2. 1 災害情報連絡体制の整備【危機管理課】	69

1. 3 防災・減災教育の推進【 危機管理課、学校教育課、消防本部、事業所等 】	108
第2 防災・減災訓練の充実	110
2. 1 防災・減災訓練の種類【 関係機関 】	110
2. 2 消防訓練【 消防本部、消防団 】	111
第3 自主防災組織等の育成・強化	112
3. 1 地域の自主防災組織の育成【 危機管理課、消防本部 】	112
3. 2 事業所等の自主防災組織の育成【 危機管理課、商工課、消防本部 】	113
3. 3 地区防災計画の策定【 危機管理課 】	114
第4 災害ボランティアとの連携	115
4. 1 受入・協力体制の整備【 地域福祉課 】	115
4. 2 災害ボランティア活動への支援体制の強化【 地域福祉課 】	115
 第3章 震災応急対策活動計画	116
第1節 応急対策活動の基本方針	118
第1 初動対応の時間区分【 全職員 】	118
第2 体制の種別と配備基準【 全職員 】	118
第3 非常配備体制と組織図【 全職員 】	119
第4 非常配備体制と事務分掌【 全職員 】	121
第5 緊急初動体制の編成【 全職員 】	129
第2節 発災直後に実施する活動	130
第1 地震情報の収集【 全職員 】	131
第2 勤務時間外時の職員の自主参集【 全職員 】	132
第3 勤務時間外時の参集途上における被害状況の把握【 全職員 】	133
第4 避難所の開設【 避難所班、教育施設班、学校教育班、住宅対策班、総括班 】	134
第5 重要事項の決定【 本部長等 】	135
第6 災害対策本部の設置準備【 総括班、財政班 】	136
第7 初動体制の準備	138
7. 1 動員配備【 総括班 】	138
7. 2 災害対策本部の設置【 総括班 】	141
7. 3 初動体制確立のための準備活動【 総括班 】	141
第8 交通対策【 土木施設班（道路管理者） 】	142
第3節 混乱期から実施する活動	145
第1 非常配備体制への移行	146
1. 1 市災害対策本部会議の開催【 総括班 】	146
1. 2 緊急初動体制の確立【 総括班 】	146
第2 消防活動	148
2. 1 消防本部による消防活動【 消防本部 】	148
2. 2 消防団による消防活動【 消防団 】	151
2. 3 他消防機関に対する応援の要請【 消防本部 】	152
2. 4 救出活動【 消防本部、消防団、救護班、土木施設班、広報情報班】	153
第3 水防活動【 下水道・河川施設班 】	155
第4 避難対策	156
4. 1 危険地域の把握【 広報情報班、土木施設班、消防本部 】	156
4. 2 避難の指示【 総括班、広報情報班、消防本部、消防団 】	157

4. 3 警戒区域の設定【避難所班、土木施設班、消防本部】	160
4. 4 避難誘導及び移送【避難所班、要配慮者支援班、消防団、 自主防災組織】	160
4. 5 避難所等の開設【避難所班、救護班、要配慮者支援班、 広報情報班、総括班】	161
4. 6 避難所の運営【避難所班】	163
4. 7 広域一時滞在【総括班、避難所班】	169
4. 8 普通生活への復帰・避難所の縮小【総括班、避難所班】	169
第5 人命にかかる災害情報等の収集・報告	171
5. 1 異常現象の収集報告【全職員】	171
5. 2 人命にかかる災害情報等の収集【広報情報班】	171
5. 3 人命にかかる災害情報等の報告【広報情報班】	174
5. 4 通信連絡体制の確立【広報情報班】	176
5. 5 被害写真等の撮影【広報情報班】	178
第6 人命にかかる広報活動	179
6. 1 実施機関とその役割【広報情報班】	180
6. 2 広報の手段【広報情報班】	181
6. 3 広報の方法【広報情報班、要配慮者支援班】	181
6. 4 報道機関に対する発表等【広報情報班】	183
6. 5 報道機関等に対する要請【広報情報班】	183
6. 6 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【市民支援班】	183
第7 広域応援要請	185
7. 1 県に対する要請【総括班】	185
7. 2 自衛隊への災害派遣要請【本部長（市長）、総括班】	187
7. 3 協定締結市町村等への要請【総括班】	189
7. 4 民間団体等への要請【総括班】	189
7. 5 震度7クラスの広域防災・減災応援【総括班】	191
7. 6 応援要員の受入れ【総括班】	191
第8 自主防災組織の活動【自主防災組織、自治会】	193
第4節 緊急救援期から実施する活動	196
第1 緊急輸送体制の確立	197
1. 1 緊急輸送体制の確立【広報情報班、土木施設班】	197
1. 2 緊急輸送用手段の確保【産業物資班】	199
1. 3 緊急輸送【産業物資班】	199
第2 医療救護	202
2. 1 医療救護需要の把握【救護班】	202
2. 2 医療救護【救護班】	202
2. 3 負傷者の搬送【救護班】	203
第3 緊急給水体制の確立	205
3. 1 給水需要の把握【水道施設・給水班】	205
3. 2 給水方針の決定【水道施設・給水班】	205
3. 3 給水【水道施設・給水班】	206
3. 4 給水施設の応急復旧【水道施設・給水班】	206
第4 緊急食料供給体制の確立	207
4. 1 給食需要の把握【避難所班、産業物資班】	207
4. 2 給食能力の把握【教育施設班、給食班】	207
4. 3 給食方針の決定【避難所班、産業物資班】	207

4. 4 給食【避難所班、産業物資班】	208
第5 緊急生活必需品供給体制の確立	210
5. 1 生活必需品需要の把握【産業物資班】	210
5. 2 公的備蓄、業者調達可能量の把握【産業物資班、広報情報班】	210
5. 3 生活必需品供給方針の決定【産業物資班】	210
5. 4 生活必需品の供給【産業物資班】	211
第6 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧	212
6. 1 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧【産業物資班、総括班】	212
第7 二次災害防止活動	213
7. 1 危険物等による二次災害の防止【消防本部、関係機関】	213
7. 2 建物倒壊による二次災害の防止【住宅対策班】	215
第8 帰宅困難者対策	217
8. 1 情報の提供等【広報情報班】	217
8. 2 一時滞在施設の開設・運営【総括班、避難所班、産業物資班、吉川警察署、鉄道事業者】	218
8. 3 帰宅支援【総括班、鉄道事業者、東京電力パワーグリッド(株)川口支社】	219
8. 4 企業・学校等における帰宅困難者対策【企業、保育班、学校教育班】	220
第9 行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬	221
9. 1 行方不明者の捜索【生活再建班、要配慮者支援班】	221
9. 2 遺体の収容処理【生活再建班、救護班、(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会】	221
9. 3 遺体の埋火葬【生活再建班、市民課】	223
第10 災害ボランティアの確保	225
10. 1 災害ボランティアの活動体制の確立【生活再建班】	225
第11 災害救助法の適用	227
11. 1 災害救助法適用に關係する被害情報の収集【総括班、広報情報班】	227
11. 2 災害救助法の適用【総括班】	227
11. 3 災害救助法が適用されない場合の措置【総括班】	230
第12 防疫・保健衛生活動	232
12. 1 需要把握【救護班】	232
12. 2 防疫・保健衛生活動【救護班、環境衛生班】	232
12. 3 食品衛生活動【救護班】	234
12. 4 動物愛護【環境衛生班、保健所】	234
第13 要配慮者への配慮	236
13. 1 要配慮者に対する避難対策【要配慮者支援班、救護班】	236
13. 2 要配慮者に対する医療活動【救護班】	240
13. 3 要配慮者に対する広報活動【広報情報班、要配慮者支援班】	240
13. 4 外国人の安全確保【広報情報班、市民支援班】	240
第5節 応急対策期から実施する活動	242
第1 応急対策期の情報管理	243
1. 1 応急対策期の情報管理【広報情報班、各班】	243
第2 応急対策に係る広報活動	245
2. 1 生活情報の提供【広報情報班】	245

2. 2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 【 地域福祉課、障がい福祉課 】	282
2. 3 被災者生活再建支援制度【 市民課、地域福祉課 】	283
2. 4 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【 市民課、地域福祉課 】	285
2. 5 災害復興住宅融資【 都市計画課 】	290
2. 6 租税等の徴収猶予及び減免等【 課税課、収納課、国保年金課、 保育幼稚園課、長寿支援課 】	290
2. 7 就労支援【 商工課 】	291
2. 8 生活保護【 地域福祉課 】	292
2. 9 郵便事業に係る措置【 日本郵便株 】	292
第3 農業・中小企業への支援	293
3. 1 農業関係融資等【 農政課 】	293
3. 2 中小企業関係融資【 商工課 】	294
第2節 公共施設等の復旧計画	295
第1 公共土木施設の復旧計画	296
1. 1 基本方針【 関係各課 】	296
1. 2 河川【 河川下水道課 】	297
1. 3 道路施設【 道路課 】	297
第2 都市施設の復旧計画	298
2. 1 水道施設【 水道課 】	298
2. 2 下水道施設【 河川下水道課 】	298
2. 3 電力施設【 東京電力パワーグリッド(株)川口支社 】	298
2. 4 電気通信施設【 東日本電信電話(株)埼玉事業部 】	299
2. 5 都市ガス施設【 東彩ガス(株) 】	300
2. 6 交通施設【 東日本旅客鉄道(株) 】	300
第3節 激甚災害の指定	301
第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進	302
1. 1 激甚法による財政援助【 総括班(危機管理課)、 財政班(財政課) 】	302
1. 2 激甚災害指定の手続き【 総括班(危機管理課)】	303
1. 3 激甚災害に関する被害状況等の調査・報告 【 総括班(危機管理課)】	304
第2 特別財政援助額の交付手続等【 総括班(危機管理課)、 財政班(財政課) 】	304
第4節 災害復興の基本方針	305
第1 基本方針	305
1. 1 防災・減災のまちづくり【 関係各課 】	305
1. 2 災害復興計画作成への体制づくり【 関係各課 】	305
1. 3 災害復興事業の実施【 都市計画課、関係各課 】	306
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	308
第1節 趣旨	308
第2節 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	309
第3節 住民、企業等への呼びかけ	310
第4節 地震発生後の対応	310

第3編 風水害対策計画

第1章 風水害対策の総則	311
第1節 風水害の災害特性	311
第1 風水害の災害履歴	311
第2 風水害の被害想定	312
第2節 風水害対策の基本方針	315
第1 風水害対策の基本的考え方	315
第2 風水害対策の目標	315
第2章 風水害予防計画	316
第1節 災害に強い都市環境の整備	317
第1 災害に強い都市づくり	317
1.1 総合的な治水対策の推進【 河川下水道課、農政課、江戸川河川事務所、埼玉県 】	317
1.2 防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課 】	320
1.3 地盤災害の予防【 埼玉県、環境課 】	320
1.4 防災・減災空間の確保【 都市計画課、農政課 】	320
1.5 交通ネットワークの整備【 道路課 】	321
1.6 土地利用の適正化【 都市計画課 】	321
第2 都市施設の安全化	322
2.1 建築物の安全化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】	322
2.2 道路施設の安全化【 道路課 】	322
2.3 ライフライン施設の安全化【 水道課、河川下水道課、東彩ガス株、東京電力パワーグリッド株川口支社、東日本電信電話株埼玉事業部 】	323
2.4 文化財の災害予防【 生涯学習課 】	323
第3 防災拠点の整備	324
3.1 防災拠点施設の整備【 危機管理課 】	324
3.2 避難拠点の整備【 危機管理課、教育総務課、都市計画課 】	326
3.3 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】	328
第2節 災害に強い防災・減災体制の整備	330
第1 災害活動体制の整備	330
1.1 活動マニュアル等の整備【 危機管理課、各課 】	330
1.2 配備体制の整備【 危機管理課 】	331
1.3 職員訓練の充実【 危機管理課、各課 】	331
1.4 応援協力体制の整備【 危機管理課 】	331
1.5 水防管理団体体制の整備【 危機管理課、江戸川水防事務組合 】	333
1.6 水防計画等の作成【 江戸川河川事務所、埼玉県、江戸川水防事務組合 】	333
第2 災害情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】	334
第3 避難活動体制の整備	335
3.1 避難計画の作成【 危機管理課 】	335
3.2 避難誘導体制の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課】	335
3.3 避難所運営体制の整備【 危機管理課 】	335
第4 非常用物資の備蓄	336

4. 1 食料供給体制の整備【危機管理課】	336
4. 2 給水体制の整備【水道課、危機管理課】	336
4. 3 生活必需品供給体制の整備【危機管理課】	336
4. 4 防災用資機材の備蓄【危機管理課】	337
4. 5 水防用資機材の備蓄【危機管理課、江戸川水防事務組合、 河川管理者】	337
第5 消防・救急体制の整備【消防本部】	338
第6 災害時医療体制の整備【健康増進課、危機管理課、消防本部、 関係機関】	338
第7 緊急輸送体制の整備【道路課、財政課、危機管理課】	339
第8 応急住宅対策【都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課】	339
第9 要配慮者の安全対策	340
9. 1 避難行動要支援者の安全対策【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、 長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等】	340
9. 2 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、 長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課】	340
9. 3 要配慮者利用施設の安全対策【危機管理課、障がい福祉課、 長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、 教育総務課、社会福祉施設、事業所等】	340
第10 遺体の埋・火葬対策【危機管理課】	342
第11 文教対策【学校教育課、小・中学校】	342
第3節 自助、共助による防災・減災力の向上	343
第1 防災・減災意識の高揚	343
1. 1 啓発活動の推進【危機管理課】	343
1. 2 市民による防災・減災力の向上【市民等】	344
1. 3 防災・減災教育の推進【危機管理課、学校教育課、消防本部、 事業所等】	344
第2 防災・減災訓練の充実	345
2. 1 防災・減災訓練の種類【関係機関】	345
2. 2 水防訓練【江戸川水防事務組合】	345
第3 自主防災組織等の育成・強化	346
3. 1 水害対策の協力体制の整備【危機管理課】	346
3. 2 地域の自主防災組織の育成【危機管理課、消防本部】	346
3. 3 事業所等の自主防災組織の育成【危機管理課、商工課、 消防本部】	346
3. 4 地区防災計画の策定【危機管理課】	347
第4 災害ボランティアとの連携【地域福祉課、危機管理課】	347
第3章 風水害応急対策活動計画	348
第1節 活動体制	349
第1 初動対応【危機管理課、河川下水道課、道路課】	349
第2 活動体制と配備基準【全職員】	349
第3 災害対策本部（第1非常体制）の設置と運営【全職員】	353
第4 災害対策本部（第2～第3非常体制）の設置と運営【全職員】	360
第5 動員配備【総括班】	370
第6 緊急初動体制の編成【全職員】	375

第7 広域応援要請	377
7.1 江戸川水防事務組合に対する要請【総括班】	377
7.2 江戸川河川事務所に対する要請【総括班】	377
7.3 県に対する要請【総括班】	377
7.4 自衛隊への災害派遣要請【本部長（市長）、総括班】	377
7.5 協定締結市町村等への要請【総括班】	378
7.6 民間団体等への要請【総括班】	378
7.7 応援要員の受入れ【総括班】	378
第8 市民等の活動【市民、事業所等】	379
第9 自主防災組織の活動【自主防災組織】	380
第10 災害ボランティアの確保【生活再建班】	382
第11 災害救助法の適用【総括班、広報情報班】	382
第2節 情報の収集伝達	383
第1 収集する情報【全職員】	383
第2 特別警報・警報・注意報の収集伝達【総括班】	386
第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】	395
第4 被害情報等の収集・報告	406
4.1 被害情報等の収集【広報情報班】	406
4.2 要配慮者の被害情報等の収集【要配慮者支援班、救護班】	408
4.3 被害情報等の報告【広報情報班】	409
4.4 通信連絡体制の確立【総括班、広報情報班】	412
4.5 浸水解消後の情報管理【広報情報班、各班】	414
第3節 広報広聴活動	416
第1 広報活動	416
1.1 実施機関とその役割【広報情報班、消防本部、関係機関】	417
1.2 広報の手段【広報情報班】	418
1.3 広報の方法【広報情報班、要配慮者支援班】	419
1.4 要配慮者に対する情報伝達【広報情報班、要配慮者支援班】	419
1.5 報道機関に対する発表等【広報情報班】	420
1.6 報道機関等に対する要請【広報情報班】	421
1.7 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【市民支援班】	421
1.8 生活情報の提供【広報情報班】	421
第2 広聴活動	423
2.1 災害相談窓口の設置【市民支援班、生活再建班】	423
第4節 水防活動	424
第1 水防活動体制の確立【総括班】	424
第2 水防活動の実施【全職員、消防本部、水防団（消防団）】	426
第3 警戒区域の設定【土木施設班、消防本部、消防団】	428
第4 交通対策【土木施設班（道路管理者）】	429
第5 決壊時の処置【総括班、土木施設班、下水道・河川施設班、消防本部、水防団（消防団）、江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、越谷県土整備事務所】	430
第6 水防報告【総括班、広報情報班】	432
第7 二次災害防止活動【住宅対策班、消防本部、関係機関】	433
第5節 避難対策	434
第1 避難行動（安全確保行動）の考え方【総括班】	434

第2 避難情報の発令【 総括班、広報情報班、避難所班、土木施設班、消防本部、消防団】	437
第3 避難誘導及び移送【 避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防団、自主防災組織】	444
第4 避難所の開設等【 総括班、避難所班、学校教育班】	447
第6節 救助・救出・医療救護活動	448
第1 救出救助活動【 消防本部、消防団、救護班】	448
第2 医療救護【 救護班】	452
第3 行方不明者の搜索、遺体の収容処理、埋火葬【 要配慮者支援班、救護班、(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、市民課】	453
第7節 輸送活動	454
第1 緊急輸送体制の確立【 広報情報班、土木施設班、産業物資班】	454
第8節 生活支援	455
第1 緊急給水体制の確立【 水道施設・給水班】	455
第2 緊急食料供給体制の確立【 産業物資班、避難所班、教育施設班、給食班】	455
第3 緊急生活必需品供給体制の確立【 産業物資班、広報情報班】	455
第4 住宅対策【 住宅対策班】	456
第5 義援金品の受付・配分【 生活再建班、広報情報班、出納班、総括班】	456
第6 農業対策【 産業物資班】	456
第9節 ライフライン施設の応急復旧	457
第1 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧【 産業物資班、総括班】	457
第2 土木施設被害応急復旧【 土木施設班】	457
第3 ライフライン施設の応急対策【 土木施設班、水道施設・給水班、東京電力パワーグリッド(株)川口支社、東彩ガス(株)、東日本電信電話(株)埼玉事業部、東日本旅客鉄道(株)】	457
第10節 保健衛生・環境衛生活動	458
第1 防疫・保健衛生活動【 救護班、環境衛生班、保健所】	458
第2 災害廃棄物等の処理【 環境衛生班】	458
第11節 文教対策	459
第1 文教対策【 学校教育班、保育班、教育施設班】	459
 第4章 風水害復旧復興計画	460
第1節 生活安定のための措置	461
第1 災害市民相談	461
1. 1 総合相談窓口の開設【 市民支援班、関係各課】	461
1. 2 尋ね人相談【 広報情報班、市民支援班】	461
1. 3 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班】	461
1. 4 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班】	461
1. 5 罹災証明の発行【 市民支援班、市民課】	461
第2 被災者の生活確保【 関係各課、関係機関】	462
第3 農業・中小企業への支援【 農政課、商工課】	462
第2節 公共施設等の復旧計画	463
第1 公共土木施設の復旧計画【 関係各課】	463

第2 都市施設の復旧計画【 関係各課、関係機関 】	463
第3節 激甚災害の指定	464
第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進【 総括班（危機管理課）、 財政班（財政課）】	464
第2 特別財政援助額の交付手続等【 総括班（危機管理課）、 財政班（財政課）】	464
第4節 災害復興の基本方針	465
第1 基本方針【 関係各課 】	465

第4編 その他自然災害対策計画

第1章 その他自然災害対策の総則	466
第1節 想定するその他自然災害	466
第2節 その他自然災害対策の基本方針	466
第1 その他自然災害対策の基本的考え方	466
第2 その他自然災害対策の目標	466
第2章 その他自然災害対策計画	467
第1節 龍巻災害	468
第1 龍巻等の発生状況、災害履歴、気象情報等	468
1. 1 龍巻等の種類と特徴	468
1. 2 龍巻等の発生確認状況	469
1. 3 龍巻等による災害履歴	470
1. 4 龍巻等による被害の特徴	471
1. 5 龍巻等に関する気象情報等	471
第2 龍巻災害予防計画	475
2. 1 情報収集伝達体制の整備【危機管理課】	475
2. 2 龍巻に関する知識の普及啓発の推進【危機管理課】	475
2. 3 学校・保育所・社会福祉施設等の安全対策【学校教育課、保育幼稚園課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課】	475
2. 4 非常用物資の備蓄【危機管理課】	476
第3 龍巻災害応急対策活動計画	477
3. 1 龍巻情報の収集・伝達【危機管理課】	477
3. 2 龍巻注意情報等の伝達系統及び伝達体制【危機管理課】	478
3. 3 応急対策活動	480
1 応急対策活動（初動期：発災直後～）	480
(1) 埼玉県、消防本部、警察、熊谷地方気象台等への第1報 【総括班（危機管理課）】	480
(2) 災害対策本部の設置、緊急初動体制の編成 【総括班（危機管理課）、全職員】	480
(3) 人命にかかる災害情報等の収集・報告・広報活動 【広報情報班】	481
(4) 救出救助・医療救護活動【消防本部、消防団、救護班】	481
(5) 学校、保育所、公共施設等の安全確保【教育施設班、学校教育班、要配慮者支援班、施設管理者】	482
(6) 交通対策【土木施設班（道路管理者）、吉川警察署】	482
2 応急対策活動（救援期：概ね3時間後～）	482
(1) 災害救助法の適用【総括班】	482
(2) 避難所の開設等【避難所班、救護班】	482
(3) 応急物資の配付【避難所班、産業物資班】	483
(4) 応急危険度判定の実施【住宅対策班】	483
(5) 道路の応急復旧【土木施設班】	484
(6) ライフラインの応急復旧【水道施設・給水班、ライフライン事業者】	484
(7) 治安維持活動【吉川警察署】	484

(8) 広域応援要請【 総括班 】	484
(9) 自治会・自主防災組織への協力要請【 広報情報班 】	485
3 応急対策活動（復旧期：概ね24時間後～）	485
(1) 総合相談窓口の開設【 市民支援班 】	485
(2) 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班 】	485
(3) 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、 生活再建班、市民支援班 】	485
(4) 罹災証明の発行【 市民支援班 】	486
(5) がれき収集・運搬・処理【 環境衛生班 】	486
(6) 被災者への支援情報等の提供【 広報情報班 】	487
(7) 応急住宅対策【 住宅対策班 】	487
(8) 農業被害対策【 産業物資班 】	488
(9) 被災者の生活確保【 関係各課 】	488
(10) 災害ボランティア【 生活再建班 】	489
(11) 財政措置【 財政班 】	489
第2節 雪害	490
第1 大雪に関する記録、気象警報等	490
1. 1 平成26年2月14日から15日にかけて発達した低気圧による大雪 …	490
1. 2 大雪に関する主な特別警報・警報・注意報等の種類と発表基準等	491
第2 雪害予防計画	492
2. 1 情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】	492
2. 2 雪害時の応急対応力の強化【 道路課、危機管理課 】	492
2. 3 建築物、ライフライン施設等の雪害予防【 都市計画課、施設管理者、 水道課、ライフライン事業者 】	492
2. 4 農業に係る雪害予防【 農政課 】	493
2. 5 大雪時における防災・減災知識等の普及【 危機管理課 】	493
2. 6 市民、事業所、自治会・自主防災組織等の自助・共助による予防対策 【 市民、事業所、自治会・自主防災組織 】	493
第3 雪害応急対策活動計画	494
3. 1 活動体制の確立【 危機管理課、道路課、施設管理担当課 】	494
3. 2 情報の収集・伝達・広報【 危機管理課、道路課 】	495
3. 3 道路機能の確保【 道路管理者、吉川警察署 】	496
3. 4 雪捨て場の確保【 道路課 】	496
3. 5 庁舎・公共施設等の安全確保【 各施設管理担当課 】	497
3. 6 ライフライン等の応急・復旧対策【 水道課、 ライフライン事業者 】	497
3. 7 被災住宅の生活支援【 地域福祉課 】	497
3. 8 救急搬送・救出救助活動【 消防本部 】	497
3. 9 農業者への支援【 農政課 】	497
3. 10 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団による活動 【 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団 】	498
第3節 火山噴火降灰災害	499
第1 火山噴火降灰の被害想定、噴火情報等	499
1. 1 被害想定	499
1. 2 火山灰の概要	500
1. 3 噴火に関する警報等	500

第2 火山噴火降灰災害予防計画	506
2.1 火山噴火に関する知識の普及【危機管理課】	506
2.2 家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の促進 【危機管理課】	506
2.3 事前対策の検討【危機管理課、道路課、環境課、農政課、 健康増進課、水道課、河川下水道課】	506
第3 火山噴火降灰災害応急対策活動計画	507
3.1 活動体制の確立【危機管理課】	507
3.2 被害情報等の収集・伝達【危機管理課、環境課、健康増進課】	507
3.3 警備・交通規制【吉川警察署、道路管理者】	508
3.4 被災住宅の生活支援【地域福祉課】	508
3.5 市民の健康管理【健康増進課】	508
3.6 道路・ライフラインの応急・復旧対策【道路課、水道課、 河川下水道課、ライフライン事業者】	508
3.7 農業者への支援【農政課】	509
3.8 降灰の処理【環境課、道路課、都市計画課】	509
3.9 広域一時滞在【危機管理課、市民課、健康長寿部、 こども福祉部】	511
3.10 物価の安定、物資の安定供給【商工課】	511
3.11 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団による活動 【市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団】	511

第5編 事故対策計画

第1章 事故対策の総則	512
第1節 想定する事故災害	512
第2節 事故対策の基本方針	512
第1 事故対策の基本的考え方	512
第2 事故対策の目標	512
第2章 各種事故対策計画	513
第1節 大規模火災	514
第1 大規模火災予防計画	514
1. 1 防災都市づくりの推進【都市計画課、危機管理課】	514
1. 2 火災に対する建築物の安全化【都市計画課、消防本部】	514
1. 3 火災発生原因の制御【消防本部】	514
1. 4 消防計画の作成【消防本部】	515
1. 5 火災予防対策の充実【消防本部】	516
1. 6 避難拠点、避難路の整備【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課、道路課】	518
第2 大規模火災応急対策活動計画	519
2. 1 災害情報の収集・連絡【関係機関】	519
2. 2 活動体制の確立【危機管理課、事業所】	520
2. 3 消防本部による消防活動【消防本部】	520
2. 4 消防団による消防活動【消防団】	521
2. 5 他消防機関に対する応援の要請【消防本部】	521
2. 6 緊急輸送活動【産業物資班、土木施設班、消防本部、吉川警察署、道路管理者】	522
2. 7 避難対策【総括班、広報情報班、避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防団】	523
2. 8 応急復旧活動【土木施設班、住宅対策班、関係機関】	523
2. 9 被災者等への情報伝達【広報情報班、市民支援班、関係機関】	523
第2節 危険物等災害	524
第1 危険物等災害予防計画	524
1. 1 危険物【消防本部、関係機関】	524
1. 2 高圧ガス【消防本部、関係機関】	524
1. 3 火薬類【消防本部、関係機関】	525
1. 4 毒物・劇物【保健所、関係機関】	525
第2 危険物等災害応急対策活動計画	527
2. 1 危険物【事業所】	527
2. 2 高圧ガス【消防本部、事業所】	527
2. 3 火薬類【事業所】	528
2. 4 毒物・劇物【保健所、事業所】	528
2. 5 N B C 災害による人身被害対策【危機管理課、消防本部、関係機関】	528
第3節 放射性物質事故災害	530
第1 放射性物質事故災害予防計画	530

1. 1 関係機関との連携体制の整備【危機管理課、消防本部、 東日本高速道路(株)、放射性同位元素使用事業者】	531
1. 2 緊急被ばく医療機関との連携【危機管理課、消防本部】	531
1. 3 防護資機材の整備【危機管理課、消防本部】	531
1. 4 放射線量等の測定体制の整備【環境課、消防本部】	531
1. 5 避難収容活動の備え【危機管理課】	531
第2 放射性物質事故災害応急対策活動計画	532
2. 1 事故情報の収集・連絡【関係機関】	532
2. 2 活動体制の確立【危機管理課、消防本部、原子力事業者等】	533
2. 3 消火活動【消防本部、原子力事業者等】	534
2. 4 災害対策本部の設置(原子力緊急事態宣言発出時の対応) 【総括班】	534
2. 5 緊急輸送活動【産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署】	534
2. 6 警戒区域の設定【総括班】	535
2. 7 退避・避難収容活動【避難所班、要配慮者支援班】	536
2. 8 市民への情報伝達【広報情報班、市民支援班、関係機関】	536
2. 9 放射性物質等の除去【原子力事業者】	537
2. 10 飲料水・飲食物の摂取制限【水道施設・給水班、産業物資班、 救護班】	537
2. 11 被害状況調査及び住民の健康調査【避難所班、環境衛生班、 救護班】	537
2. 12 放射性物質取扱施設事故対策【関係機関】	537
2. 13 原子力発電所事故応急対策【環境衛生班、産業物資班、 広報情報班、水道施設・給水班、避難所班】	538
第4節 道路災害	540
第1 道路災害予防計画	540
1. 1 道路の安全確保【道路課、道路管理者】	540
1. 2 情報収集、連絡体制の整備【危機管理課、道路管理者】	541
第2 道路災害応急対策活動計画	542
2. 1 災害情報の収集・連絡【関係機関】	542
2. 2 活動体制の確立【危機管理課、道路課】	543
2. 3 消火活動【消防本部、道路管理者】	543
2. 4 緊急輸送活動【産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署】	543
2. 5 危険物の流出に対する応急対策【消防本部、道路管理者】	543
2. 6 応急復旧活動【道路管理者】	543
2. 7 被災者等への情報伝達【広報情報班、市民支援班、関係機関】	544
2. 8 道路災害からの復旧【道路管理者】	544
第5節 鉄道事故災害	545
第1 鉄道事故災害予防計画【危機管理課】	545
第2 鉄道事故災害応急対策活動計画	546
2. 1 事業者の活動体制【東日本旅客鉄道(株)】	546
2. 2 市の活動体制【危機管理課】	546
2. 3 連絡通報体制【危機管理課】	546
2. 4 事故後の応急措置【総括班、避難所班、救護班、消防本部、 東日本旅客鉄道(株)】	546

第6節 航空機事故災害	548
第1 航空機事故災害予防計画【危機管理課】	548
第2 航空機事故災害応急対策活動計画	549
2.1 事業者の活動体制【事業者】	549
2.2 市の活動体制【危機管理課】	549
2.3 連絡通報体制【危機管理課】	549
2.4 事故後の応急措置【総括班、避難所班、救護班、消防本部、事業者】	549